

種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令案の概要

令和 8 年 4 月
農林水産省

1 改正の趣旨

第 221 回国会に提出されている種苗法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）においては、育成者権の存続期間を 10 年延長し、最長 35 年（永年性植物にあつては、最長 40 年）とする措置を行うところ、改正法案が成立した場合、種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）及び品種登録規則（平成 10 年農林水産省令第 86 号）について、存続期間の延長に対応した所要の規定の整備を行う必要。

2 改正の内容

（1）種苗法施行規則の一部改正

- ① 登録料の額について、第 31 年から第 40 年までの額を 3 万円とする。
- ② 種苗法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 74 号）附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされた登録料の額にあつては、同条の規定に基づき、第 1 年から第 3 年までは 6 千円、第 4 年から第 6 年までは 9 千円、第 7 年から第 9 年までは 1 万 8 千円、第 10 年から第 40 年までは 3 万 6 千円とする。
（第 31 年から第 40 年までの登録料の額を 3 万 6 千円と定める。）

（2）品種登録規則の一部改正

品種登録簿の様式中登録料記録部について第 40 年までの記載欄を追加する。

3 施行期日

改正法案附則第 1 条ただし書に掲げる改正規定の施行の日（公布の日）